

青森県報

号外第七十九号

平成二十八年
八月三十一日
(水曜日)

目次

謝 辞

住民監査請求に係る監査結果…………… (謝 辞) …… 1

謝 辞

住民監査請求に係る監査結果

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年 8月31日

青森県監査委員 泉 山 哲 章
同 川 嶋 由 紀 子

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求書の提出

平成28年 6月17日

第2 請求人

弘前市民オンパレード

第3 請求の内容

(なるべく請求人から提出された青森県知事措置請求書 (以下「措置請求書」という。)の原文に即して記載したが、項目番号は一部変更し、誤字等は修正した。同請求書の別表については一部省略して文末に添付している。ただし、事実証明書は省略した。)

1 請求の趣旨

2014 (平成26) 年度に青森県が青森県議会議員である森内之保留に対し交付した年額372万円の青森県政務活動費のうち、調査研究費として支出した一部に、以下に述べるとおり青森県政務活動費の交付に関する条例に定める使途基準を逸脱する支出があるので、青森県知事に対し、本件使途基準に合致しない支出について同議員に返還を求める等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 請求の原因

(1) 青森県政務活動費の趣旨と使途基準

ア 政務活動費は地方自治法 (以下「法」という。) 第100条第14項において「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し」交付できるものとされている。この規定を受け、青森県議会の場合、青森県政務活動費の交付に関する条例 (以下「条例」という。) により、「青森県議会の議員 (以下「議員」という。) の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付する」 (第1条) ものとされ、政務活動費を充てることができる経費の範囲 (以下「使途基準」という。) は「議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動 (以下「政務活動」という。) に要する経費」 (第7条) と定められ、その詳細は、例えば、調査研究費については「議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研

究及び調査委託に要する経費」と限定されるなど、同条第2項別表にまとめられている。

イ また、青森県議会はこれら使途基準等を検討した上で、「政務活動費事務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、その中で「政務活動に必要性及び妥当性があること 政務活動の方法に合理性及び効率性があること 原則として充当する額は実費弁償であること 社会通念上許容されるものであること 証拠書類等が整備されていること 透明性が確保されていることなどの基本的な考え方を示している。

- (2) 仙台地方裁判所平成15年（行ウ）第8号政務調査費返還等代位請求事件
掲記判決は政務調査費の支出に関する判決ではあるが、以下のとおり判示した。

前記のとおり、法第100条第131項は、政務調査費を議会の議員の「調査研究に資するため必要な」経費の一部として交付することができるものと定めている。これを受けた条例も、1条で「市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な」経費の一部として政務調査費を交付するものと定め、5条で「会派は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費（4条3項により、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」というものとされている。）以外に充ててはならない。」と定めている。条例5条を受けて、規則2条は使途基準の明細を定めているが、そこでは政務調査費が調査研究に要する経費に支出されるべきことが定められている。また、条例の委任を受けた要綱2条も、市政に関する調査研究の目的に合致しない経費に政務調査費を支出することを禁止している。

そうだとすると、これらの規定上、政務調査費は、市政に関する調査研究に資するために必要な経費に支出されることが求められるというべきであって、まず、支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められない場合には、当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、上記各規定に反するものとして当然に違法となると解すべきである。さらに、上記各規定が政務調査費の支出対象となる調査研究につき「市政に関する」ものであることを要求していることや、政務調査費が調査研究に「資するために必要な」経費に支出されることを要求していることに照らすと、支出の対象となった活動が市政と関連性を有することや、必要かつ合理的なものであることなども求められているというべきであり、したがって、支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が

市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局、当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

そして、政務調査費の支出の対象となった活動に調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

以上の判断は、仙台高裁判決平成19年（行コ）第14号政務調査費返還等代位請求控訴事件においても維持され、確定した。

- (3) 2014（平成26）年度分支出のうち、森内之保留議員による調査研究費の一部支出

平成27年4月29日付森内之保留議員による「平成26年度政務活動費に係る収支報告書」（以下「収支報告書」という。）は弘前市民オンブズマンが森内議員あてにした公開質問状提出後の平成27年8月24日付及び平成27年8月31日付で一部訂正されているが、それら行程を含め調査研究費として計上されている旅行について別表にまとめた。

これら旅行について、森内議員が視察したとする訪問先に情報公開請求及びメール、電話などによる問い合わせをしたところ森内議員が確かに訪問したことを確認できたところは皆無であった。加えて、訂正前に行程表、収支報告書に訪問したとして記載されていた訪問先のうち、柏倉九左門家については、行程表記載の12月13日は休館日であったほか、訪問していないにもかかわらず石巻専修大学については訪問したと報告していた（6月16日）など、収支報告書記載内容も杜撰なものであった。また、これら旅行についての公開質問状に対する森内議員の回答からはこれら旅行において調査研究の実質の存在を客観的に検証することができず、したがって、前記マニュアルの基本的考え方及び判例に照らせば、これら旅行の旅費支出は使途基準に適合していないおそれがある。

- (4) まとめ

監査委員におかれては厳正な監査を行い、本件使途基準を逸脱した政務活動費相当額について、青森県知事に対して、森内議員から青森県に返還を求めるなど請求の趣旨記載の必要な措置をとるよう勧告することを求める。

以上、法第242条第1項に基づき請求する。

第4 監査委員の除斥

本件監査請求は県議会議員に交付された政務活動費に関するものであるため、県議会議員である夏堀浩一監査委員及び沼尾啓一監査委員については、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定に基づき除斥した。

第5 請求の受理

本件監査請求については、法第242条に規定する所定の要件を備えているものと認め、平成28年6月28日にこれを受理した。

第6 請求人の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定により、平成28年7月11日、証拠の提出及び陳述の機会を設け、また、同条第7項の規定により、本件の監査対象機関である議会事務局の職員の立会いを認めた。

2 陳述の概要

(1) 政務活動費の用途の妥当性についての判断枠組み

ア 地方自治法及び青森県政務活動費の交付に関する条例に關しての小括

政務活動費について、法第100条第14項では「その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付することができるものとされ、条例第1条では「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付されるものとされてはいるものの、第7条第1項では「議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に充てることができる」としています。したがって、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」であったとしても、第7条第1項で「県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と政務活動費を充当することができる範囲を限定していますので、たとえ、議員が行う調査研究その他の活動であったとしても、それら活動が第7条第1項が定めた範囲を逸脱した内容であれば、その調査研究活動に政務活動費を充当することは適合性に欠けるものと解されます。

イ 政務活動費事務マニュアル

青森県議会は平成26年3月に「政務活動費事務マニュアル《第二次改訂》」（以下「マニュアル」という。）を策定し、その2頁目で、以下に述べる6項目を挙げ、「政務活動費制度に対する基本的な考え方」を明らかにしています。

一つ目に挙げているのは「政務活動に必要性及び妥当性があること」です。

これについては「県政に關して議会の主たる役割である政策形成機能や執行機能に対する監視機能等を果たすなど住民福祉の増進を図るための政務活動であることが必要」であるとしています。したがって、議員が行う調査研究活動であったとしても、住民福祉の増進を図ることに関わりのない、例えば、個人的な趣味や興味、関心事を満たすための活動であれば、そのような活動に政務活動費を充当することは適合性に欠けるものと解されます。

二つ目には「政務活動の方法に合理性及び効率性があること」を挙げ、「政務活動は、議員の自主的なものであり、その方法に制限や定めはありませんが、政務活動の目的達成のために合理的であり、経費的にも効率性である必要があるとしています。したがって、調査研究の目的を達成するためにその訪問先でどのような情報入手したいのか、そのためにはどのような職位の方と会う必要があるのかがある程度明確になっていることが必要であり、事前のアポイントをきちんと取った上で訪問することが必要であることは言うまでもありません。

三つ目には「原則として充当する額は実費弁償であること」を挙げ、四つ目には「政務活動全般について、県民の理解が得られるためには、社会一般に受け入れられる見方や判断からみて許容される必要」があることとされ、五つ目に「政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要です。また、訴訟等において、支出した議員側において立証する必要が生じる場合があるので留意してください。」と、証拠書類等が整備されていることを挙げ、六つ目に「政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となるものであり、県民への説明責任を果たすために、毎年度提出する政務活動費の収支報告書については、全ての支出について領収書の写し等の証拠書類を添付する必要があります。」として、「透明性が確保されていること」を挙げています。

また、政務活動費における証拠書類の整理保管について、マニュアルの「政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）」の「4 参考（具体例による政務活動費の充当の可否）」においては、14頁の「証拠書類の保管整理等」について、「政務活動を行った際、証拠としてどのようなものを提出し、残しておくべきか。（特に自家用車での政務活動には、領収書等の添付もなく、自己証明しかない。）」という「例15」では、「調査、研修等の行程が明らかになるよう、2泊3日以上以上の県外調査等を行った場合は、行程表を添付してください。また、議会事務局には提出する必要はありませんが、収支報告書を公開した際、政務活動について、県民から色々内容等を求められることが十分想定されますので、「政務活動費事務マニュアルP23「3 証拠書類の整理保管」にあるとおり、支出内容を補完する証拠書類として、政務活動を行った際の現場写真とか面会者の氏名、名刺や収集した資料、活動内容を記載した記録メモ等を整理保管しておく必要があります。」と説示しています。

そして、マニュアル23頁の「3 証拠書類の整理保管」においては、基本的な考え方に示された「領収書の写し等の証拠書類」のうち、「等」に予定されているものについて、「なお、これらの書類の中には、宛名や品名等が一部欠ける等により証拠として劣る場合がありますので、議長に提出するものではありませんが、支出内容を補完する証拠書類を整備しておくことが必要です。支出内容を補完する証拠書類としては、契約書（調査委託契約、事務所賃貸借契約、職員雇用契約等）、会議や研修会等の資料（配布資料、出席者名簿等）、広報誌等の成果品、雇用職員の給与台帳・事務分担表、調査報告書、活動記録（メモ、調査先から入手した資料、応対者の名刺等）等が考えられます。」と例示しています。

ウ 判例に照らして
平成20年（行ウ）第4号政務調査費返還代位請求事件判決でも「調査活動費交付の趣旨等に照らせば、調査活動の対象や目的については各議員の自主的、自律的判断が尊重されるべきではあるが、その裁量には自ずから一定の限界があり、外形的にみて調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問がうかがわれる場合には、これらについて具体的な反証がない限り本件用途基準に合致した支出といえないというべきである。」との判断枠組みが示され、この枠組みはその後の高裁判決でも維持され、確定しました。

以上お示しした判例は、政務調査費に関する事件のものであります。平成24年の地方自治法改正と青森県の場合、平成25年の条例改正により、政務調査費は政務活動費と名称は改められましたが、調査研究にかかる用途の適合性を判断するうえでの基本的枠組みは変わらないものであることはいうまでもありません。

エ 結論

一般的に、社会通念上も、調査のために訪問したといえるためには、施設によっては入館料などの費用が発生しない施設等もあることから、訪問した事実を客観的に裏付けるため、訪問先が作成・発行しているパンフレットやインターネットで収集できる以上の資料、そして、接見しお話を伺った相手の名刺、活動記録としてのメモ書きなどは少なくとも整理保存されていることが求められることは至極当然のことです。もとより、それは、政務活動費の支出を裏付ける、議員が行ったとする活動に調査研究の実質が存在したことを客観的にも確認できるようにするという以上に、政務活動費制度が「議会の審議能力を強化し議会の活性化を図るため、議員の調査活動基盤の充実を図る観点」から作られていることからすれば、実施した調査の終了後においても資料を取り出し検証できる、場合によっては、調査終了後、一定の間を経過した後であっても疑問を解決する、再確認のため問い合わせをするなどのため、訪問先の接見した相手に問い合わせることができる程度には名刺、連絡方法などについても整理・保管されていることが必要であることは論ずるまでもないことです。そして、充当される政務活動費の原資がとりもなおさず、税金…県民の税金であることに照らせば、なおさらです。

したがって、議員において、仮に訪問したということであったとしても調査目的との関係で、その場所を選定する過程を含め、合理性や経費的な効率性が欠落している場合、並びに、訪問したことを裏付ける資料、接見した相手方の名刺、入手情報に関するメモ、調査現場の写真などを示せない等の場合には、それら調査研究活動には調査研究活動としての実質の存在が認められず、それら旅行に充当された費用は政務活動費としての適合性を欠き、返還の対象となるものと言わざるを得ないこととなります。

- (2) 平成26年度に計上した森内議員の10件の調査研究費を充当した旅行
- ア 平成26年度に計上した森内議員の10件の調査研究費を充当しての旅行についての調査

昨年7月にインターネット上に公開された平成26年度政務活動費収支報告書の資料を検討し、森内之保留議員が毎年の様に北海道、東北の各地をご自分の、あるいはレンタルした自動車を走らせて旅行し、その費用に調査研究費を充当していることに気づき、調査研究費に計上されていた10件の旅行について、情報公開請求により議長から入手した行程表などを基に、訪問先と記載されている施設等に電子メール、フアクシミリ或いは電話、情報公開請求の方法で森内議員の訪問記録があるかどうか可能な範囲で問い合わせ、調査してみました。

調査結果については措置請求書別表の「訪問確認」欄に記載しましたが、明確に森内県議が訪問したことを確認できた施設は、ただの1か所もありませんでした。これらの事実から、昨年8月21日付で森内議員あてに公開質問状を提出しました。それが「事実証明4」の書面です。質問内容は、以下の3点です。

一つ目は「訪問先を決めるに至った意思形成過程が分かるものがありましたら、青森県政との関わりも含め、それら訪問先別の訪問目的、調査を予定した内容などをお知らせください。」

二つ目は「実際に施設等を訪問された際、どのようにして必要な情報を入力されたのでしょうか。訪問により得た成果物も含めお示しください。」

三つ目は「訪問先に事前に文書等による打診することもなく訪問をしたのはどのような理由によるものだったのでしょうか。」

これら質問に対する森内議員の回答が「平成26年度政務活動費支出にかかわる公開質問状に対する回答」（事実証明5）と「資料、パンフレット」（事実証明6）です。

イ 森内議員による回答

質問状への回答の一つ目については「別に書きました通り」と、二つ目の質問のうち、「訪問により得た成果」についても後段に譲り、「必要な情報の入手」については「資料、パンフレットを頂き、それにより情報を得たり、また受付の方や、その場所で動かれている方にお聞きするなどして入手」したと述べています。また、質問の3に対する回答では、「以前調査を秋田市、仙台市で行った際、職・名前を申し上げ、名刺交換をし、対応をお願いした事がございます。三か所でしたが、三か所とも親切、丁寧いで、その上その時の最高責任者の方から、それぞれ対応して頂きました。しかしながら、

仕事申す中またお忙しい中、手を止めて対応して頂きました事に心苦しく思っています。自分の目で見て確認する。資料・パンフレットで理解する。それ以上理解や知り得たいことがある、などの場合は、仕事の邪魔をしない程度に、その場所の職員の方にお尋ねさせて頂く。以上の方法で調査、活動することとした次第です。」「事前に打診致すことをせず訪問をさせて頂きました。」と述べています。

これらの回答から、とりわけ質問3に対する回答からは、平成26年度の調査においては、訪問先へのアプローチも取らず例えば、「それ以上理解や知り得たいことがある、などの場合」以外は単に「自分の目で見て確認する」だけで済ませたというもので、後段で述べるように、旅行目的との関連できちんとした事前調査がされていないことも疑われ、これでは一般的な観光旅行と変わらなず、公金を充当しての調査活動を行うこと、それ以上に議員としての自覚が欠落しているのではないかとさえ疑われます。

また、質問1、2への回答及び訪問先でお話を伺った方の名刺さえ1枚も示されなかったことから、以下に述べるとおり、青森県議会自らが策定した「政務活動費事務マニュアル」の「政務活動費制度に対する基本的な考え方」の各項に適合せず、単に個人的な関心や趣味に基づき旅行、あるいは単なる個人的な観光旅行と評価せざるを得ないものです。

（10件の調査研究費の旅行について請求人が陳述の場で述べた概要については、
「5 監査委員の判断」において記載する。）

(3) まとめ

森内議員による全ての訪問先について、森内議員が確かに訪問したということ、その事実については客観的な裏付けをもって証明されていません。そして、仮に訪問したのだとしても、訪問の目的、結果について、単にご自身の目で見たいと思っただけで回った、そしてその感想を述べているだけの森内議員による回答からは、一般的な観光旅行ということはできて、法や条例が予定した政務活動費の趣旨に合致しているものとはとても言うことができず、青森県議会自らがまとめた政務活動費制度の基本的な考え方、あるべき姿そのものをも形骸化、蔑にするもので、判例が示す政務調査費、政務活動費の用途の判断枠組みに適合しているとはとても言えないものばかりです。

第7 監査の実施

1 監査対象事項

平成26年度に青森県議会の森之内保留議員（以下「森内議員」という。）に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した調査研究費の一部として計上されている旅行の支出714,904円及びそれに関連する事項を監査の対象とした。

- 2 監査対象機関等
政務活動費の交付に関する事務を担当している青森県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示された支出に係る森内議員を関係人として調査を実施した。

第8 監査の結果

監査は、請求人から提出された青森県知事措置請求書及び事実証明1から事実証明14までの証拠並びに関係法令及び監査対象機関が保有する関係書類を確認するとともに、監査対象機関である議会事務局及び関係人に対する調査により実施した。

1 関係法令（平成26年度当時のもの）

(1) 法律

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

さらに、同条第16項において、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

(2) 条例等

ア 青森県では、法第100条第14項から第16項の規定に基づき、青森県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「条例」という。）を制定している。
条例の主な内容は、以下のとおりである。

㉞ この条例は、（中略）、青森県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。（第1条）

㉟ 政務活動費は、各月の初日に議員である者に対し交付する。（第2条第1項）

㊱ 政務活動費は、月額31万円とする。（第3条）

㊲ 青森県議会の議長（以下「議長」という。）は、政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度、当該年度の開始の日から5日以内に知事に通知しなければならない。（第4条第1項）

㊳ 知事は、前条の規定による通知があったときは、速やかに、当該通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知するものとする。（第5条）

㊴ 知事は、毎月10日までに、当該月分の政務活動費を交付するものとする。（第6条）

㊵ 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする。（第7条第1項）

㊶ 政務活動に要する経費は、別表のとおりとする。（第7条第2項）
別表

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費 2 団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその雇用の職員に参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等の実施に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

ウ) 議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内（年度中途に議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

- 1) 議員の氏名
- 2) 政務活動費に係る収入額
- 3) 政務活動費に係る支出額及びその主な内容
- 4) 政務活動費に係る収入額と支出額との差引額
- 5) その他必要な事項
(第8条第1項)

コ) 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。）を添えなければならない。（第8条第2項）

ク) 議員は、政務活動費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（第9条）

ケ) 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出（第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をい

う。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。（第10条）

ク) 第8条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（第11条第1項）

ケ) 何人も、議長に対し、その定めるところにより、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧をすることを請求することができる。（第11条第2項）

コ) 議長は、収支報告書等に記録されている情報のうち青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除いたものを閲覧に供するものとする。（第11条第3項）

ク) 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。（第12条）

ケ) この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、議長が定める。（第13条）

イ) 条例の規定に基づき、青森県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められており、規程の主な内容は、以下のとおりである。

ウ) 条例第8条第2項の議長が定める証拠書類は、領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方から徴したものの写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書（第2号様式）又は金融機関が作成した当該政務活動費による支出に係る振込みの明細書の写し）とする。（第2条第2項）

エ) 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとする。（第2条第6項）

2 政務活動費事務マニュアル（平成26年度当時のもの）

青森県議会が平成25年3月に改訂した政務活動費事務マニュアル 第2次改訂（以下「マニュアル」という。）は条例及び規程に定める使途基準に基づき、各議員が政務活動費を支出するに当たって、議員自らが判断するための具体的な運用を取りまとめた統一的な指針と位置付けられている。

マニュアルの主な内容については、以下のとおりである（措置請求書に関連のある部分のみを抜粋している。）。

(1) 政務活動費制度に対する基本的な考え方（マニュアル2頁）

議員の政務活動に政務活動費を充当する場合には、経費の性格や用途を明確にする必要があり、次の考え方を基本として適用していくものとしている。

ア 政務活動に必要性及び妥当性があること

県政に関して議会の主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能等を果たすなど住民福祉の増進を図るための政務活動であることが必要です。

イ 政務活動の方法に合理性及び効率性があること

政務活動は、議員の自主的なものであり、その方法に制限や定めはありませんが、政務活動の目的達成のために合理的であり、経費的にも効率的である必要があります。

ウ 原則として充当する額は実費弁償であること

政務活動が議員の自己管理のもとで行われることや政務活動費に残余が生じた場合には返還すること等から、実際に要した費用に充当する必要があります。なお、実費によることが著しく困難な場合には、合理的な方法により按分することとします。

エ 社会通念上許容されるものであること

政務活動全般について、県民の理解が得られるためには、社会一般に受け入れられる見方や判断からみて許容される必要があります。

オ 証拠書類等が整備されていること

政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要です。また、訴訟等においては、支出した議員側において立証する必要がある場合があるので留意してください。

カ 透明性が確保されていること

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となるものであり、県民への説明責任を果たすために、毎年度提出する政務活動費の収支報告書については、全ての支出について領収書の写し等の証拠書類を添付する必要があります。

(2) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（マニュアル3頁）

項目別に具体的な考え方や想定される例として取扱いを定めている。なお、活動の例は参考として掲げたものであり、これらに類するものは当然に含まれるとしている。

調査研究費については次のとおりである。

経費の内容	考え方及び活動事例
議員が行う県の事務、地方行政等に関係する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費（旅費、委託料、印刷費、文書通信料印刷費、文書通信費等）	県政等の政策課題に関するものほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費に充当する。なお、政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する。 (例) 県政に関する執行部からの情報収集・意見交換 調査研究の基礎となる国・市町村・関係団体・住民等からの情報収集・意見交換 県内各地域の状況把握のための現地調査（施設運営状況・農林水産物の状況・道路状況・災害状況他） 県内外及び海外における先進事例等の現地調査 政策提言等を目的とした議員連盟活動・政策研究会活動 調査研究の基礎となる県政等に関するアンケート調査 専門機関等への調査研究委託

(3) 政務活動費を充当するのに適しない例（マニュアル10頁）

ア 政党活動への支出には充当しない

(例) 県連（政党等）活動に関する経費
政党構成員として招待された式典、会合への出席
党費、党大会費（賛助金、参加費、参加旅費等）
政党の広報紙、パンフレット、ピラ等の印刷・発送等の経費
政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費
会派の役員経費

イ 選挙活動への支出には充当しない

(例) 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援
依頼活動、選挙ピラの作成
上記以外の選挙関係に係る経費（公認推薦料、陣中見舞い等）

ウ 後援会活動への支出には充当しない

(例) 後援会の広報紙、パンフレット、ピラ等の印刷・発送等の経費
後援会活動としての報告会等の開催経費

エ 私的経費や政務活動の趣旨に合わない交際費的支出には充当しない

(例) 慶弔費等（見舞金、香典、祝金、餞別、寸志、中元・歳暮、慶弔電報、年賀状等の時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費等）
冠婚葬祭の経費（葬儀、祝賀会、結婚式、祭祀・祭礼等）

宗教活動の経費（団体の会費、檀家総代会、報恩講、宮参り等）

観光、レクリエーション、私的旅行の経費

親睦会など親睦を目的とする会合に係る経費

個人の立場で加入している団体などに対する会費等

〔町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費及びライオンズクラブ・ロータリークラブ会費〕

政務活動と関連しない団体への会費・参加費

議会内の親睦団体（野球同好会、ゴルフ同好会等）の会費

他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費

団体の理事会、役員会及び総会の出席に係る経費（議員が団体の役職を兼ねている場合）

兼ねている場合）

飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費

会合を行うのに不適切な場所での飲食の提供に係る経費

オ 議員本人の飲食に要する経費への支出には充当しない

(例) 研修会に係る昼食費

講演会終了後の講師との懇談に係る飲食費

(4) 具体例による政務活動費の充当の可否（マニユアル14頁）

【共通事項】

(証拠書類の保管整理等)

例15 政務活動を行った際、証拠としてどのようなものを提出し、残しておくべきか。（特に自家用車での政務活動には、領収書等の添付もなく、自己証明しかない。）

調査、研修等の行程が明らかになるよう、2泊3日以上の際は、調査等を行った場合は、行程表を添付してください。

また、議会事務局には提出する必要がありませんが、収支報告書を公開した際、政務活動について、県民から色々内容を求められることが十分想定されますので、「政務活動費事務マニユアルP23「3 証拠書類の整理保管」にあるとおり、支出内容を補充する証拠書類として、政務活動を行った際の現場写真とか面会者の氏名、名刺や収集した資料、活動内容を記載した記録メモ等を整理保管しておく必要があります。

(5) 証拠書類の整理保管（マニユアル23頁）

政務活動費の支出を適切に行うための証拠書類の整理保管については、次のとおりとなっています。

ア 証拠書類の整理保管

政務活動費の支出については、領収書等の証拠書類を整理保管しておくことが必要です。また、この証拠書類は、収支報告書等を議長に提出する期限の翌日から起算して5年間保存することになっています。

(条例第9条)

証拠書類は、会計帳簿とともに適正な収支報告を行う前提となるものであり、議長の調査、知事の調査又は監査委員の監査の対象となるので留意してください。

また、証拠書類の保存期間の考え方については、「2(2) 会計の処理及び

会計帳簿の調製(21頁)」と同様です。

証拠書類には、次の書類等が考えられます。これらの書類等は、支出を裏付けるものとして、収支報告書とともにその写しが議長に提出されることとなります。

イ 領収書

領収書は、政務活動費の証拠書類として基本となるものであり、宛名、金額、品名、発行者の住所氏名等が明記され、第三者が検証可能なものであることが必要です。

ロ レシート

一般的に金額が少なく、通常、領収書を徴しがたい場合に発行されるレシートは、証拠書類に含まれます。

ハ 受取書・振込受領書・利用明細書等

銀行振込による支払いやクレジットによる支払い等で領収書が発行され

ない場合のこれらの書類は、証拠書類に含まれません。

なお、これらの書類の中には、宛名や品名等が一部欠ける等により証拠として劣る場合がありますので、議長に提出するものではありませんが、支出内容を補完する証拠書類を整備しておくことが必要です。

支出内容を補完する証拠書類としては、契約書（調査委託契約、事務所賃貸借契約、職員雇用契約等）、会議や研修会等の資料（配付資料、出席者名簿等）、広報誌等の成果品、雇用職員の給与台帳・事務分担表、調査報告書、活動記録（メモ、調査先から入手した資料、応対者の名刺等）等が考えられます。

(6) 提出書類の確認及び政務活動費の返還等（マニュアル34頁）

収支報告書等を議長に提出した後、提出された書類の内容の確認及び残余金がある場合の返還等の事務が生じることがありますが、その場合の対応は、次のとおりとなっています。

ア 議長の調査

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととしています。

（条例第12条）

議長に提出された収支報告書等については、「必要な書類が整っているか」、「各書類の整合性があるか」等の外形的な確認のほか、「記載内容が適切か」、「使途が政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」等の確認を行います。確認の結果、不備が認められる場合には、議員において補正等を行うこととなります。

また、提出された書類では確認できない事項等で、政務活動費の適正な運用のために必要がある場合には、議員が保管している会計帳簿や証拠書類等について調査を行うこととなります。

これらの具体的な実際の事務は、議員と調整のうえ議会事務局において行います。

イ 政務活動費の返還

知事は、政務活動費の交付の総額から、政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、返還を命ずるものとされています。

（条例第10条）

政務活動に係る経費の支出が政務活動費の交付額を下回った場合には、その残余金を返還することとなります。

なお、領収書等の証拠書類がないものや政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しないものが判明し、それらを差し引いた結果、支出の総額が交付額を下回ることになった場合についても残余金として取り扱うことになるので注意してください。

残余金が生じた場合の返還については、知事から納入通知書が送付されるので、所定の期間までに金融機関から振り込むこととなります。

ウ 収支報告書の訂正

議長に提出した収支報告書等について、訂正等の必要が生じた場合には、条例等に定めがないことから、次にすることにします。

（訂正の方法）

議長に対して訂正届を提出し、訂正箇所に認印するとともに、訂正年月日等を記載することとします。この場合削った部分は、これを読むことができよう字体を残しておくことにします。

3 議会事務局に対する監査結果

(1) 議会事務局に対する質問及び回答

議会事務局に対して以下の質問をしたところ、次のとおり回答があった。

ア 収支報告書等の調査について

質問

「マニュアル」34ページにおいて、収支報告書等の確認について記載されているが、請求書の対象となっている森内議員の「平成26年度政務活動費に係る収支報告書」の提出後、調査研究費に係る記載内容の確認のために行った具体的な事務内容について回答

政務活動費事務マニュアル《第2次改訂》（以下「マニュアル」という。）に則し、必要な書類が整っているか、各書類の整合性があるか、計算誤りはないか等の確認のほか、記載内容が適切か、使途が政務活動費を充てることができる経費の範囲に適合しているか等の確認を行った。

例えば、証拠書類となる領収書等については、形式として整っているか（日付・金額・宛名・品名ないし但書・発行者及びその印）どうかを確認するとともに、関係書類との整合性（日付・金額・支出先・場所）を確認する

など、補正が必要と考えられる事項を伝えた。

なお、調査旅行については、2泊3日以上の県外調査にあっては行程表を添付することとされているが（マニュアル14ページ）、当初提出された収支報告書等には行程表が添付されていなかったことから、提出するよう求めた。

イ 政務活動費を充てることができるかと判断した理由について

質問

政務活動費制度の基本的考え方及び政務活動費を充てることができる経費の範囲については、青森県政務活動費の交付に関する条例及びマニュアルにおいて示していますが、森内議員の各調査研究について、政務活動費を充てることができるかと判断した理由について

回答

青森県政務活動費の交付に関する条例やマニュアルで示された政務活動費の考え方や経費の範囲等に従って政務活動費が充当されたものと認められたため。

(2) その他

森内議員が提出した平成26年度政務活動費に係る収支報告書のうち、本件請求の対象となっている調査研究費714,904円については、領収書等を確認したところ適正に処理されていることを確認した。

4 森内議員に対する調査結果

(1) 森内議員に対する質問及び回答

森内議員に対して以下の質問をしたところ、次のとおり回答があった。

ア カメラの利用状況等について

質問

調査研究費の充たにより、カメラを計9台購入されているが、その利用状況について

回答

実際に各調査場所に行ったという証のためカメラ購入先の領収書（日時付）が必要と思い購入しております。カメラが見つからなかった日は次の日に購入した日があったかと思えます。その場所場所で行った証拠のため、撮影しました。

（なお、上記カメラにより撮影された調査現場の写真を確認した。）

イ 各調査先における調査内容等について

質問

各調査研究の内容（調査目的、県政との関わり、調査先、調査方法、調査対象者、調査内容、調査結果記録メモの有無）等について

回答

省略（回答を要約した内容については、「5 監査委員の判断」において掲載する。）

(2) その他

次の書類を確認した。

ア 森内議員の平成26年度政務活動費に係る収支報告書（事実証明1）の添付書類のうち、調査研究費に係る領収書等の写しの原本

イ 請求人の公開質問状に対する同議員の回答書面に添付された資料、パンフレット（事実証明6）の原本

ウ 公開質問状に対する同議員の回答書面には添付されていなかった次の資料（札幌国際芸術祭2014のスタンプ印、セラミックアートセンターの観覧券及び領収書、北海道立理蔵文化財センターの展示解説チラシ）

5 監査委員の判断

(1) 総論

ア 請求人の主張

請求人は、森内議員に交付された平成26年度政務活動費のうち、調査研究費として支出された10件の調査研究活動に係る支出714,904円は、条例等に定める用途基準を逸脱しているため、これに係る支出の返還を求めるよう請求しているものである。そして、用途基準を逸脱している理由として、以下のとおり主張している。

ウ 10件の調査研究活動において、全ての訪問先について、同議員が確かに訪問したという事実について、客観的な裏付けをもって証明されていない。

イ 仮に訪問したのだとしても、同議員が請求人の公開質問状に対して回答した内容からは、訪問の目的、結果について、単に自身の目で見たいと思っただけで見て回った、そしてその感想を述べているだけの一般的な観光旅行であり、調査研究の実質的存在を客観的に検証することができない。

ウ したがって、法や条例が予定した政務活動費の趣旨に合致しているものとは言うことができず、判例が示す政務調査費、政務活動費の用途の判断枠組みに適合しているとはとても言えない。

イ 参考とした政務調査費に関する裁判例

ウ) 仙台地方裁判所平成15年（行ウ）第8号政務調査費返還等代位請求事件判決では、政務調査費における支出の対象となった政務活動について、「調査研究の実質があると認められない場合には、違法となる」と解すべきであり、さらに、調査研究の実質があると認められる場合であっても、市政との関連性、必要性、合理性を欠くことが明らかである場合には、違法に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。そして、調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。」としている。

エ) 青森地方裁判所平成20年（行ウ）第4号政務調査費返還代位請求事件判決では、「調査活動費交付の趣旨等に照らせば、調査活動の対象や目的については各議員の自主的、自律的判断が尊重されるべきではあるが、その裁量には必ずから一定の限界があり、外形的にみて調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問がうかがわれる場合には、これらについて具体的な反証がない限り本件用途基準に合致した支出といえない」としている。

オ) 青森地方裁判所平成19年（行ウ）第5号政務調査費返還代位請求事件判決では、「調査研究活動に係る支出が政務調査費の使用基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その調査研究活動が市政に関連するものであるか否かについての判断も含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、条例等により整理保管を義務付けられているところの会計帳簿及び領収書等の記載事項を基礎的な判断資料として、可能な限り一般的、外形的に上記の判断を行うのが相当である。」としている。

ウ 判断の基準

本件の監査に当たっては、上記の裁判例を念頭に置きつつ、その請求対象が平成26年度の政務活動費に係るものであることから、当時の条例、規程及びマニュアルに照らして、本件請求に係る各支出が政務活動費の使用基準に合致するか否かについて判断することとした。

(2) 個別の調査研究について

ア 平成26年4月18日から同月20日の調査研究活動について

(調査地：仙台市、寒河江市及び七ヶ浜町)

ウ) 確認した事実

関係書類等によれば、以下の事実が認められた。

a 平成26年4月18日から同月20日までの間、私用車により仙台市、寒河江市及び七ヶ浜町への県外調査を行った。

b 当該行程において、同月18日は青森中央料金所から泉料金所間、同月19日は仙台宮城料金所から寒河江料金所間及び寒河江料金所から仙台東料金所間、同月20日は利府しらかし台料金所から青森中央料金所間の各高速自動車道を利用した。

c 当該行程では、計4施設（同月18日スリーエム仙台市科学館、同月19日道の駅寒河江（チェリーランド）及び本山慈恩寺、同月20日七ヶ浜国際村）を調査先とした。各施設の訪問については、森内議員が保管している写真により確認した。また、スリーエム仙台市科学館については入館料領収書及びスリーエム仙台市科学館と題する書面、七ヶ浜国際村についてはFROM BLUE 七ヶ浜国際村と題する書面によっても、それぞれ確認した。

d 同月18日及び同月19日の2日間、宿泊場所としてホテルグランラス仙台国分町、駐車場として瀬戸勝PARKINGを利用した。

エ) 各調査先における調査内容等
請求人の公開質問状に対する森内議員の回答書（事実証明5）及び監査委員が同議員を調査した内容を要約すると次のとおりである。

a 「スリーエム仙台市科学館」については、青森県が単独施設の科学館が少なく、来館者を多くするための施設作りや魅力発信を学ぶ必要があることから、子どもが小さな時から科学に触れる状況作り、魅力発信の方法について調査するため訪問した。大人から子どもまで多く見られた来館者などのようなものに興味を示しているか自身でも体験。受付の方に入館者の状況を聞くとともに、1、2階の様々な施設に触れ、また体験してみたものであり、興味深い施設であり、未来の青森の発展を創造できる人作りに役立つと思ったものであること。

b 「道の駅寒河江（チェリーランド）」については、山形県内でも有数の道の駅において、さくらんぼとつや姫の活用について調査するため訪

浜町歴史資料館)を調査先とした。各施設等の訪問については、森内議員が保管している写真により確認した。また、大木田貝塚及び七ヶ浜町歴史資料館については七ヶ浜町歴史資料館 国史跡 大木田貝塚と題する書面によっても確認した。

d 同月23日及び同月24日の2日間、宿泊場所としてホテルグランテラス 仙台国分町、駐車場としてパーキングタウンスギー国分町を利用した。また、同月24日にカメラを購入した。

(イ) 各調査先における調査内容等

請求人の公開質問状に対する森内議員の回答書(事実証明5)及び監査委員が同議員を調査した内容を要約すると次のとおりである。

a 「山形空港」については、単純な名称より特産品や県の特徴を名称に付け加えた空港が増えており、青森空港、三沢空港がそのままの名称であり、時代のニーズに合わせた山形空港の盛り上がりを実感するため訪問した。空港内の飾りつけなどで盛り上がりを感じとったり、PRや集客のアイデアを体感したものであり、まだ決定前ということで、それなりの盛り上がりであったが、名称による成功を成し遂げたいという意識が伝わったものであり、青森県もPRがあまり得意でないと言われないうようにしなければならぬと改めさせていただいたものであること。

b 「JAひがしね観光果樹園」については、東根が寒河江と同様、さくらんぼを売りにする町であり、5月がさくらんぼの時期であり販売形態を調査したいとの思いと、青森県同様、山形県もりんごを生産している県であり、東根も販売しているとの事で、チェリーランドと同様、りんごとの販売活用比較を調査するため訪問した。販売している男性スタッフから話を聞いた。さくらんぼについてはそれ程の品種はなく、りんごもさくらんぼも前面に出していたという感じはなく、物産館の趣が強いところだが、多くの人で県外ナンバーも多く、青森県も同様の施設があり、生かすべきと思ったものであること。

c 「東根の大ケヤキ(東根小学校)」については、特別天然記念物に指定されている大ケヤキが小学校の敷地内にあり、青森県では、樹木に親しむ小中高生が少なくなっていると思われ、やはり子どもは樹木に親しむ必要があるということで訪問。樹木が親しみやすい環境の中に学校があり、大ケヤキを中心に学校が建っていると聞いてもよく、すばらしい

大ケヤキと共に子どもたちが育つ、やはり子どもは木々に囲まれて育つ事がよいと実感したものであり、今後、青森県の学校、特に都市部の学校には樹木や草木といった自然が必要だと思ったものであること。

d 「大木田貝塚及び七ヶ浜町歴史資料館」については、縄文時代の国の史跡であるが、興味深い展示品の魅力をどのように生かせるか、集客できるかとの思いで訪問した。青森市の三内丸山遺跡との違いとしては民族資料展示があったことであつたが他は同展示に思われ、総じて広大な土地だけが印象に残ったものであること。

(ウ) 用途基準との適合性及び調査研究の実質の有無

上記調査研究活動は、青森県内における施設等と類似した施設等の管理運営方法等の調査や先進事例の視察等のために調査したことがうかがわれるものであり、県政との関連性を有するものといえるし、必要性及び妥当性についても認められるところである。また、その費用や調査期間等についても、その必要性・合理性・効率性が明らかに欠けるということも認められない。

次に、調査研究の実質については、請求人は陳述において、山形空港については「何をどのように調査されたのか、全く分かりません。訪問したことを裏付ける資料は示されていません。」、東根の大ケヤキ(東根小学校)については「調査目的との関係で不明です。単に個人的な関心を満足させるためにだけ訪問したとしか評価できません。この訪問も、実際に訪問したということを裏付ける資料が示されていません。』と主張しているが、前記ウのcに記載しているように実際に訪問したことは写真等により明らかであり、また、前記ウに記載した請求人の公開質問状及び監査委員の調査に対する森内議員の回答を踏まえれば、同議員は各調査先において調査目的に沿った一定の情報等を得ているものと認められ、同議員の行動は、調査研究のための行動であり、調査研究の実質があつたものと判断することができる。

以上からすると、本件調査研究費の支出は、条例等の用途基準に合致したものと認めることができる。

ウ 平成26年6月4日から同月5日の調査研究活動について
(調査地：花巻市、雫石町及び盛岡市)

ウ 確認した事実

施設がないことから、どのようにして表現しているのか、どのように青森県著名人を情報発信できるのかを調査するため訪問した。解説員に聞きながら、館内の整理された各ブースの中でそれぞれの特徴を見出しながら、その魅力について調査。館内は県立郷土館に似たような雰囲気であり、外観は近代的、中は歴史的といった感じ。私でも知っている歴史的著名人や説明文を読んで驚かされる方々、名前は知らなくとも功績が大きい方々が紹介されており、三沢市先人記念館と比較しても同様とは言えない。来館者は少なかったが、著名人先人の魅力あふれる展示には興味を覚えた。財政的に無理でも、何か企画できるのではないかと考えた。考えてみたいと思ったものであること。

- e 「岩手県産品の店らら・いわて」については、青森県の観光物産館アスバムの平日の集客はあまり多いとは言えない状況であることから、他の物産館はどうか調査するため訪問した。ビル1階に位置し通行状況はよいとは言えない場所だが、館内の品揃えは多く、また興味深い品物も取り揃えられていた。お客は平日でありそれほど多くなかったが、地元の方が何人かおられ、観光客相手の物産館より地元の方にも利用される物産館が集客を伸ばす面があることに気づかされ、目から鱗が落ちる思いがしたものであること。

(ウ) 使途基準との適合性及び調査研究の実質の有無

上記調査研究活動は、青森県内における施設と類似した施設の管理運営方法等の調査や先事例の視察等のために調査したことがかわられるものであり、県政との関連性を有するものといえるし、必要性及び妥当性について認められるところである。また、その費用や調査期間等についても、その必要性・合理性・効率性が明らかに欠けるということも認められない。

次に、調査研究の実質については、請求人は陳述において、小岩井農場については「具体的な数字の聞き取りが森内議員によってされたことも窺えませんが、県政とのかわりでのどのような調査を行ったのか不明で、単に観光に行っただけの旅行だったとしか言いようがないようです。」、盛岡市先人記念館については「訪問したことを裏付ける資料は森内議員から全く示されていませんので、実際に訪問した事実さえ検証できません。」と主張しているが、前記のcに記載しているように実際に訪問したことは

写真等により明らかであり、また、前記(イ)に記載した請求人の公開質問状及び監査委員の調査に対する森内議員の回答を踏まえれば、同議員は各調査先において調査目的に沿った一定の情報等を得ているものと認められ、同議員の行動は、調査研究のための行動であり、調査研究の実質があったものと判断することができる。

以上からすると、本件調査研究費の支出は、条例等の使途基準に合致したものと認めることができる。

エ 平成26年6月14日から同月16日の調査研究活動について

(調査地：仙台市)

(ウ) 確認した事実

関係書類等によれば、以下の事実が認められた。

- a 平成26年6月14日から同月16日までの間、私用車により仙台市への県外調査を行った。
- b 当該行程において、同月14日は青森中央料金所から仙台宮城料金所間、同月16日は利府中央料金所から浪岡料金所間の各高速自動車道を利用した。
- c 当該行程では、計3施設(同月15日宮城県美術館、宮城県図書館及び仙台文学館)を調査先とした。各施設の訪問については、森内議員が保管している写真により確認した。また、宮城県図書館については利用のごあんない宮城県図書館と題する書面、仙台文学館についてはチケット代領収証及び開館15周年記念特別展「石川啄木の世界」と題する書面によって、それぞれ確認した。
- d 同月14日及び同月15日の2日間、宿泊場所としてホテルグランダ仙台台園分町、駐車場としてパーキングタワー園分町を利用した。また、同月15日にカメラを購入した。

(イ) 各調査先における調査内容等

請求人の公開質問状に対する森内議員の回答書(事実証明5)及び監査委員が同議員を調査した内容を要約すると次のとおりである。

- a 「宮城県美術館」については、全国でも屈指の集客を誇る美術館がどんな展示をされているのか、何かブラスがあるのだからそこを知りたいという思いで調査した。青森県の美術館との違いは何か、美術館としての施設の趣を取り入れる有効なものはあるのか、外観の雰囲気を感じるとともに、館内のそれぞれのブース、常設等の展示について、解

金所間及び千歳料金所から札幌南本線料金所間、同月27日は札幌南料金所から大沼公園本線料金所間の各高速自動車道を利用した。

ｃ 当該行程では、計5施設等（同月25日モエリ沼公園、同月26日北海道立近代美術館、札幌芸術の森美術館、札幌大通地下ギヤラリー500m美術館及び札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ））を調査先とした。これらの施設は「札幌国際芸術祭2014」の主な会場であり、モエリ沼公園を除く各施設等の訪問については、森内議員が保管している写真により確認した。また、モエリ沼公園を除いた施設については、観覧料金領収証又は札幌国際芸術祭2014共通チケットと題する各施設のスタンプ印が押された書面、札幌芸術の森美術館については駐車券によっても、それぞれ確認した。

ｄ 同月25日は宿泊場所としてホテルレオパレス札幌、駐車場としてSK有料パーキング、同月26日は宿泊場所としてジヤスヌツクアラザホテル、駐車場としてエスタ・パーキングを利用した。また、同月25日にカメラを購入した。

(イ) 各調査先における調査内容等

請求人の公開質問状に対する森内議員の回答書（事実証明5）及び監査委員が同議員を調査した内容を要約すると次のとおりである。

ａ 「札幌国際芸術祭2014」については、坂本龍一氏をゲストアーティストとして、「都市と自然」をテーマにした国際的な芸術祭として開催されたものであり、自然豊かな北海道の中でも都市と自然が共存する札幌を中心として舞台が作られており、国内外の現代アーティストの作品により芸術の町へと変ぼうする、自然、都市、エネルギー、暮らしを見つめるコンセプト。青森県、とりわけ青森市においても都市と自然が融合されていると思われることから、同じコンセプトの中で考えることができると思われる、大都市ならではの資金面においての祭典なのか、もしくは招致なのか、ひるがえって青森でこのような祭典はできないのか、観光の一端になり得る芸術祭なのか調査したものであること。

ｂ 調査対象施設のうち、「モエリ沼公園」については、あいにくの雨で芸術祭のコンセプトを感じ得なかったことから、コンセプトが理解できず、山の中にそびえ立つガラス造りのピラミッドが印象に残ったものであること。

ｃ 「北海道立近代美術館」及び「札幌芸術の森美術館」については、受付の女性にも聞きながら、現代アートを目の当たりにし、青森県の美術館との違いと芸術祭のコンセプトを比較してみたが、青森県の美術館もすばらしさを兼ね備えている、と断言でき、現在アート中心であったが、同様な事できないわけではないと実感したものであること。

ｄ 「札幌大通地下ギヤラリー500m美術館」及び「札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）」については、人々が行き交う中での芸術はどう人々の興味を誘い、いかにして印象を植え付けるのか、また、作品に身を向け立ち止まっている人はどれだけの人が、芸術祭として成り立っているのか、ラリーヌスタンプを押印している女性スタッフにも確認したところ、スタンプラリーの効果があると思われる、スタンプ紙を持つ方が多く見受けられたものであり、隠れた現代アートを探す趣向もあって興味を抱かされたものであること。

(ウ) 使途基準との適合性及び調査研究の実質の有無

上記調査研究活動は、先進事例の視察等のために調査したことがうかがわれるものであり、県政との関連性を有するものといえるし、必要性及び妥当性についても認められるところである。また、その費用や調査期間等についても、その必要性・合理性・効率が明らかに欠けるということも認められない。

次に、調査研究の実質については、請求人は陳述において、モエリ沼公園については「訪問した事実を確認できる資料がありません。」「北海道立近代美術館及び札幌芸術の森美術館については「県政とのかかわりで、何を調査したのかこの報告では全く分かりません。」「札幌大通地下ギヤラリー500m美術館及び札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）」については「調査研究の実質の存在が窺われません。」「と主張しているが、前記(ウ)のcに記載しているように、モエリ沼公園を除き、実際に訪問したことは写真等により明らかである。

また、前記(ウ)に記載した請求人の公開質問状及び監査委員の調査に対する森内議員の回答を踏まえれば、同議員は各調査先において調査目的に沿った一定の情報等を得ているものと認められ、同議員の行動は、調査研究のための行動であり、調査研究の実質があつたものと判断することができる。なお、モエリ沼公園について実際に訪問したことを裏付ける証拠書類が

ない理由として、写真は同月25日の同公園の調査後にカメラを購入したためであること、さらに、同公園の入園料及び駐車場は無料であったためであることを確認した。

以上からすると、本件調査研究費の支出は、条例等の使途基準に合致したものと認めることができる。

カ 平成26年8月9日から同月11日の調査研究活動について

(調査地：仙台市、米沢市、南陽市及び長井市)

ク 確認した事実

関係書類等によれば、以下の事実が認められた。

ア 平成26年8月9日から同月11日までの間、JR及び私用車により仙台市、米沢市、南陽市及び長井市への県外調査を行った。

イ 当該行程において、同月10日は仙台宮城料金所から福島飯坂料金所間、同月11日は寒河江料金所から仙台宮城料金所間の各高速自動車道を利用した。

ロ 当該行程では、計5施設等(同月9日東北ろっけんパーク、同月10日田んぼアート(米沢)、春日山林泉寺、熊野大社及び長井市内まち歩き)を調査先とした。各施設等の訪問については、森内議員が保管している写真により確認した。また、春日山林泉寺については春日山林泉寺境内拝観券及び同領収書によっても確認した。

ハ 同月9日は宿泊場所及び駐車場としてホテルメトロポリタン仙台、同月10日は赤湯温泉上杉の御湯 御殿守を利用した。また、同月10日にカメラを購入した。

ニ 各調査先における調査内容等

請求人の公開質問状に対する森内議員の回答書(事実証明5)及び監査委員が同議員を調査した内容を要約すると次のとおりである。

ア 「東北ろっけんパーク」については、東北の観光や産業の復興をバックアップし、中小商店街の復興も含めた施設であり、東北の復興商店街の紹介やグッズ販売を行う復興ギャラリーをフロアのメインに観光スポットや四季の祭りの情報発信も行っており、どのような形、スペースでPRしているのか実際に拝見しながら感じとりたいとの思いで訪問した。販売の女性スタッフに尋ねながら、青森県や他県との情報発信の違いを調査。アンケート通りのビルを利用して施設があり、人通りの多い場所

であり、興行きはあまりないが両脇に商品が並べられていた。らせん階段を昇り、2階にも商品があったが、青森県のスペースは他に比べて小さく、PRされていた感じは少しだけであったが、東北六県の復興の一助になればと願ったものであること。

イ 「田んぼアート(米沢)」については、行程表にはなかったが、米沢にもあるということで訪ねたものである。田舎館村の田んぼアートは青森県有数の観光スポットであり、米沢の田んぼアートはどのように表されているのか現地に赴き、面積、色あい、題材周辺施設整備等について調査。面積自体は小さいものの、題材の伊達政宗が彩やかに描かれていた。展望所は小さく駐車場も車5、6台であったものであること。

ロ 「熊野大社」については、「東北の伊勢」と呼ばれ、縁結びの神様のパワースポットであり、それが観光にもつながっていることから訪問した。また、神社のパワースポットというのは魅力があるが、青森県のパワースポットは恐山以外にあまり知られていないので、集客につなげるためにパワースポットをもっと知るべきであると訪ねたものである。当日は強い雨で参拝客はかなり少なかったが、神社並びに天然記念物の大イチョウはすばらしく集客力のある神社と思われたこと。

ハ 「長井市内まち歩き」については、市内全体を観光スポットにするために各コース、周辺スポット別に誘客を図る施策を展開しており、どのようにして集客を図っているのか、街全体の状況、環境を工夫し街歩きという形にしているのか、青森県においても誘客してからの街歩きが課題であることから、調査したものである。あまりにも強い雨で人通りも少なく、駅前のタクシー運転手に伺ったが情報が少なく、駅、あやめ公園等も尋ねたが人通りがなかったものであること。

ニ 「春日山林泉寺」については、NHKの大河ドラマ天地人で有名になった直江兼続の墓所である。青森県においても、韓国ドラマの地が有名になっているが、観光面を支える一つの題材でもあることから、訪問したものである。入場券販売の男性スタッフに聞くなどして、観光客の入込数や雰囲気などを調査したものであり、県外ナンバーが2台停まっているが、それほどの観光客はおらず、趣がある寺であったが、一過性のものにしかなくなっていたかと思つたものであること。

ク 使途基準との適合性及び調査研究の実質の有無

上記調査研究活動は、青森県内における施設等と類似した施設等の管理運営方法等の調査や先進事例の視察等のために調査したことがうかがわれるものであり、県政との関連性を有するものといえるし、必要性及び妥当性についても認められるところである。また、その費用や調査期間等についても、その必要性・合理性・効率性が明らかに欠けるということも認められない。

次に、調査研究の実質については、請求人は陳述において、熊野大社については「県政とのかかわりで何を聞き取って調査したかったのか全く不明です。境内案内図のパンフレットや現場で撮った写真も示されていませんので、訪問したことの事実さえ疑われます。」、長井市内まち歩きについては「事前の調査もせず、とても効率性のあるものとは言えません。訪問の事実を確認できる資料も示されず、調査研究の実質の存在があるとはとても言えません。」、春日山林泉寺については「何を調査しに行かれたのか全く分かりません。ごく一般の観光をした、その感想が述べられているに過ぎないものです。」と主張しているが、前記のcに記載しているように実際に訪問したことは写真等により明らかであり、また、前記のcに記載した請求人の公開質問状及び監査委員の調査に対する森内議員の回答を踏まえれば、長井市内まち歩きは雨のため調査に一部支障が生じたが、本件調査研究活動全体を通して同議員は各調査先において調査目的に沿った一定の情報等を得ているものと認められ、同議員の行動は、調査研究のための行動であり、調査研究の実質があつたものと判断することができる。

以上からすると、本件調査研究費の支出は、条例等の使途基準に合致したものと認めることができる。

キ 平成26年8月21日から同月24日の調査研究活動について

(調査地：田村市、郡山市、いわき市及び名取市)

ク 確認した事実

関係書類等によれば、以下の事実が認められた。

- a 平成26年8月21日から同月24日までの間、私用車により田村市、郡山市、いわき市及び名取市への県外調査を行った。
- b 当該行程において、同月21日は青森料金所から仙台宮城料金所間、同月22日は仙台宮城料金所から小野料金所間、同月23日は郡山東料金所か

らいわき湯本料金所間及びいわき湯本料金所から長町料金所間、同月24日は利府中料金所から青森料金所間の各高速自動車道を利用した。

- c 当該行程では、計6施設等（同月22日あぶくま洞、ビッグパレットふくしま及び開成館・安積開拓官舎、同月23日アクラアリンふくしま、いわき・ら・ら・ミュウ及び閉上さいかい市場）を調査先とした。各施設等の訪問については、森内議員が保管している写真により確認した。また、あぶくま洞についてはあぶくま洞入洞券、同領収証及びあぶくま洞公開部分みどころガイドと題する書面、ビッグパレットふくしまについてはBIG PALETTE FUKUSHIMAと題する書面、開成館・安積開拓官舎については郡山市開成館観覧券、同領収証及び安積開拓発祥の地 郡山市開成館と題する書面、アクラアリンふくしまについては入館券環境水族館宣言、同領収証及びアクラアリンふくしまと題する書面によっても、それぞれ確認した。

d 同月21日及び同月23日の2日間、宿泊場所としてホテルグランドラ仙台国分町、駐車場としてパーキングタウンスギ一団分町を利用、同月22日は宿泊場所及び駐車場として、郡山ビューホテルアネックスを利用した。また、同月22日にカメラを購入した。

(イ) 各調査先における調査内容等

請求人の公開質問状に対する森内議員の回答書（事実証明5）及び監査委員が同議員を調査した内容を要約すると次のとおりである。

- a 「あぶくま洞」については、青森県には鍾乳洞は存在しないが、観光資源、特に県外観光客を誘客できる自然観光資源をどのように活用しているのか、県外からの訪問客の状況について調査するため訪問した。訪問している人は県外、それも大型バスの県外ナンバーが多く、誘客、集客がすごいと思われ、PRや施設自体の有名さが集客に加盟していると思われる状況であり、施設はもちろんのこと、鍾乳洞に関連した商品もお土産にするなど、自然観光資源の魅力は壮大であったこと。

b 「ビッグパレットふくしま」については、福島県産業交流館であり、公益財団法人福島産業振興センターが運営。多目的ホールで見本市、スポーツ開催、演奏会、会議、研修会、多種イベントが開催されており、東日本大震災時には最大の避難所となったが、その施設はどんなものなのかについて調査するため訪問した。青森市の産業会館、県営スケート

場など、県内施設とどのような用途の違いがあるのか実際にこの目で見て訪問した。女性職員からパンフレットを頂き、運営について伺うとともに、イベント会場、会議室、駐車場についてなど調査したものであり、広々とした空間の中に活気あるスペース、特に見本市の準備をされているのを見たがすごい収容スペースであり、東日本大震災時に2,500人の避難所になったのもうなづけるものであったこと。また、壮大で利用施設が多種多様な建物であるからこそ、維持管理の難しさを考えさせられたものであること。

c 「開成館・安積開拓官舎」については、近代化産業遺産の建築物であるが、青森県にも幾つかの近代化産業遺産があることから、どのように維持又は運営されているのかについて調査するため訪問した。受付の年輩男性に尋ねたところ、市の運営だがなかなか厳しいとのこと、広い敷地に数多くの建築物がありこれを維持するのは大変苦労されているのだと思うとともに、建物内も展示品の維持が難しいと思われたものであること。

d 「アケアスリソバくしま」については、浅虫水族館同様、指定管理により運営されているが、浅虫水族館に無い興味深い展示を探ってみようと、目で見て、施設内の興味深い展示を探り、子どもから大人までどのように楽しめているのか、また施設の雰囲気を感じてみたいと訪問した。趣向自体は浅虫水族館と似ているが、館内の違いで決定的なものは館内と館外のスペース利用であり、館内 屋上利用 館内といった、ふくしまの川と沿岸テーマのエリアがずばらしい造りで趣深さを感じさせた。また驚かされたのは、館内で大水槽を見ながら食事ができる寿司処があったこと。財政的に可能であるなら、浅虫水族館に力を注いで欲しいと思ったこと。

e 「いわき・ら・ら・ミュウ」については、海の駅・観光物産センターであり、東日本大震災で大打撃を受けたが、8か月という早い段階で復興しており、現在どのような形で営業されているのか自分の目で確かめたく訪問。駐車場はかなり広く、そこにはバスは数台であったが、普通車が多く見受けられ、外観は震災被害を受けたような感じは全くせず。また早期復興された店舗の印象などについて、店舗販売の女性に聞いたものであり、アスバムを想像していたが、八食センターのようであり、

品数も揃っていたものであること。

f 「閉上さいかい市場」については、震災で大打撃を受け、地域住民の復興の願いを込めた仮設店舗であり、31事業所が力を合わせて立ち向かっている現状を見るため調査。青森県も震災などにより、津波、建物の倒壊が起こり得ることから、どのようにして立ち向かっているのか。何軒か入った店舗の女性の方に、震災当時のこと、また仮店舗にした時の決意について伺ったものであり、それぞれのお話の中では震災復興に立ち向かうという意志があり、改めて震災対策の重要性を痛感したものであること。

(ウ) 用途基準との適合性及び調査研究の実質の有無

上記調査研究活動は、青森県内における施設等と類似した施設等の管理運営方法等の調査や先事例の視察、震災振興対策のために調査したことがうかがわれるものであり、県政との関連性を有するものといえるし、必要性及び妥当性についても認められるところである。また、その費用や調査期間等についても、その必要性・合理性・効率性が明らかに欠けるということも認められない。

次に、調査研究の実質については、請求人は陳述において、あぶくま河については「体験したことの感想を言うだけで、調査研究の実質の存在があったということができないというべきです。」、開成館・安積開拓官舎については「現場で聞き取りをしたという事実も窺えず、これでは個人的な興味による観光だったという以上の評価はできないものです。この施設を訪問したことを裏付けられるものは観覧券だけです。」、いわき・ら・ら・ミュウについては「実際に訪問したという事実を裏付ける資料も示されません。調査したという事実の存在が窺えませんが」と主張しているが、前記のcに記載しているように実際に訪問したことは写真等により明らかであり、また、前記のcに記載した請求人の公開質問状及び監査委員の調査に対する森内議員の回答を踏まえれば、同議員は各調査先において調査目的に沿った一定の情報等を得ているものと認められ、同議員の行動は、調査研究のための行動であり、調査研究の実質があったものと判断することができると。

以上からすると、本件調査研究費の支出は、条例等の用途基準に合致したものと認めることができると。

ク 平成26年10月9日から同月11日の調査研究活動について

(調査地：千歳市、札幌市及び江別市)

ク) 確認した事実

関係書類等によれば、以下の事実が認められた。

- ア 平成26年10月9日から同月11日までの間、JR及びレンタカーにより千歳市、札幌市及び江別市への県外調査を行った。
- イ 当該行程において、同月10日は札幌料金所から江別西料金所間、同月11日は札幌南料金所から大沼公園本線料金所間の各高速自動車道を利用した。
- ロ 当該行程では、計4施設(同月9日千歳市埋蔵文化財調査センター、同月10日北海道大学総合博物館、セラミックアートセンター及び道立埋蔵文化財センター)を調査先とした。各施設の訪問については、森内議員が保管している写真により確認した。また、千歳市埋蔵文化財調査センターについては千歳市埋蔵文化財センターと題する書面、北海道大学総合博物館についてはTHE HOKKAIDO UNIVERSITY MUSEUMと題する書面、セラミックアートセンターについては常設展示室観覧券、同領収書及び江別市セラミックアートセンターと題する書面、道立埋蔵文化財センターについては平成26年度行事予定表、北海道立埋蔵文化財センターと題する書面及び北海道立埋蔵文化財センター常設展示室 展示解説 と題する書面によっても、それぞれ確認した。
- レ 同月9日は宿泊場所としてホテルレオパレス札幌、駐車場としてSK有料パーキングを利用、同月10日は宿泊場所としてジャズクラブザホテルを利用した。また、同月9日にカメラを購入した。
- リ 各調査先における調査内容等
 - 請求人の公開質問状に対する森内議員の回答書(事実証明5)及び監査委員が同議員を調査した内容を要約すると次のとおりである。
 - ア 「千歳市埋蔵文化財調査センター」については、旧小中学校を利活用して、市指定文化財「男性土偶」などの常設展示を行っており、「男性土偶」とは何か、八戸是川縄文館の国宝「合掌土偶」との違いは何かについて、また、少子化において、小、中、高校が合併され校舎の利活用が問題となってくることから、施設内の仕切り方とスペースの活用方法や、魅力ある展示品について調査したものである。小さい建物ながらス

ペースをうまく活用しており、展示品も勉強させられるものもあったが、男性土偶と合掌土偶とは対照的なものではなかったものであること。

- ロ 「北海道大学総合博物館」については、著名人が多く輩出された北大の多数の研究、伝統を伝える総合博物館であり、最先端の研究を展示紹介しており、その功績は日本をも発展させたということについて、同じ雪国であり、同じ日本の北にあり、北大が北海道また札幌を発展させてきたという観点からその原点を探り、青森との違いを見い出したく訪問。館内展示室が多く、個室で仕切られ、それぞれの展示がわかりやすく並べられており、展示数、展示品、人物等に触れ青森との差について調べたものであり、あれだけ多くの研究があれば一目瞭然、北海道が発展したのも理解でき、外国とのつながりが発展させた要因であり、青森もこれからの取組を考えさせられたものであること。
- リ 「セラミックアートセンター」については、北海道と言えばレンガ造りを想像させられるが、なぜ雪国でレンガ造りなのか、また札幌から離れた江別で集客されているのは何か魅力があるのか、同じ雪国の青森県ではあまりレンガ造りは見受けられないが、なぜレンガが多く使用されているのか、セラミックをどのように使い芸術としているのかなどを調査するため訪問した。センター内は2種類の展示がなされていたが、陶芸よりレンガに目をむけた。ジオラマや模型が臨場感を作り出しており、展示の中でも興味深いものであり、青森県立美術館でもよい展示になれるかと思ったものであること。
- レ 「道立埋蔵文化財センター」については、北海道・北東北縄文遺跡群の調査研究施設であり、どのような展示をし、どのような魅力を発信しているのか、三内丸山遺跡の展示品と違いはあるのかについて調査するため訪問した。展示品は三内丸山よりも少なめであるようだが、同様のものが展示されており、展示品との距離が近く親近感を覚えたものであること。
- リ 使途基準との適合性及び調査研究の実質の有無
 - 上記調査研究活動は、青森県内における施設と類似した施設の管理運営方法等の調査や先進事例の視察等のために調査したことがうかがわれるものであり、県政との関連性を有するものといえるし、必要性及び妥当性について認められるところである。また、その費用や調査期間等について

調べたものであり、スベース的にはアスバムほどではないにしろ、きちんとした陳列により見やすさがあり、デパートで行う物産展に似た感じで、県外の方のほか、リピーターもあり、地域密着もしていたが、企画展は印象が薄いものであった。アスバムも今以上に邁進して行くと思うが、そのためには情報発信を深めていくことが必要不可欠であると思われるものであること。

ｃ 「福島市民家園」については、問屋、割烹旅館だった各自軒、芝居小屋（国の重要文化財）など重要な建築物が多く、庶民生活に必要な施設、民具などが展示されており、国・県・市指定の文化財が多く、入場無料の屋外施設という点が三内丸山遺跡にも似ていると思われることから、庭園の整備、各建築物の手入れ等について清掃作業中の男性に聞いたり、目で見て感じとったり、集客についてはどうか調査。5、6組の入園者がいたが、無料ながら整理もきちんとされ、整備も大変きれいな感じであり、三内丸山遺跡と同じ感覚を持ったものであること。

ｄ 「シエルコムセんだい」については、仙台市屋内グラウンドであり、指定管理により運営。近年では女子ソフトボール日本代表の壮行会が開催されるなど、多種多様な整備がなされ、屋内と思えないような施設である。青森県にも幾つかの屋内チームがあるが、青森県は雪国であり、屋外スポーツのできる場所は貴重であり、どのような施設でどのような魅力をもっているのかに興味を持ち訪問し、受付の女性スタッフなどに聞くなどして調査。外観は、まさに広大な敷地の中に、名称のシエルのごとく屋根が貝殻のような形状で印象づけるものであり、駐車場も広々としていた。内部は、2階が競技場で、青森の同様の施設には無いような広さで、設備も充実しており、屋内グラウンドの重要性、必要性を改めて感じた。また、人に配慮したすばらしい造りや細かな気配りを受け止めた。緑を取り込んでいるのも特徴の一つ。寒い時に暖まるスタンドシート、難聴者支援システム、車イスでの観戦など、感心させられたものであり、そこも魅力の一つとなっていること。

（ウ） 使途基準との適合性及び調査研究の実質の有無

上記調査研究活動は、青森県内における施設と類似した施設の管理運営方法等の調査や先進事例の視察等のために調査したことがうかがわれるものであり、県政との関連性を有するものといえるし、必要性及び妥当性に

ついて認められるところである。また、その費用や調査期間等についても、その必要性・合理性・効率性が明らかに欠けるといことも認められない。

次に、調査研究の実質については、請求人は陳述において、商工会アソシエーションとM I Y A G Iについては「記載されている内容は、訪問時に見た風景という以上のものがないようです。商工会職員からの情報収集が行われたという事情も窺えませんが、福島市民家園については「施設維持、管理はどのようにされているのかについて調査したという事情が窺えませんが、調査目的をどのように達成したのでしょうか。現地を訪問したという事実を立証できるものが示されていません。」と主張しているが、前記丙のcに記載しているように実際に訪問したことは写真等により明らかであり、また、前記丙に記載した請求人の公開質問状及び監査委員の調査に対する森内議員の回答を踏まえれば、同議員は各調査先において調査目的に沿った一定の情報等を得ているものと認められ、同議員の行動は、調査研究のための行動であり、調査研究の実質があったものと判断することができる。

以上からすると、本件調査研究費の支出は、条例等の使途基準に合致したものと認めることができる。

コ 平成26年12月12日から同月14日の調査研究活動について

（調査地：仙台市、山辺町、中山町及び寒河江市）

（ウ） 確認した事実

関係書類等によれば、以下の事実が認められた。

ａ 平成26年12月12日から同月14日までの間、私用車により仙台市、山辺町、中山町及び寒河江市への県外調査を行った。

ｂ 当該行程において、同月12日は青森中央料金所から泉料金所間、同月13日は仙台宮城料金所から山形中央料金所間及び寒河江料金所から仙台宮城料金所間、同月14日は利府中料金所から青森中央料金所間の各高速自動車道を利用した。

ｃ 当該行程では、計6施設等（同月12日仙台朝市及び仙台場外市場、杜の市場、同月13日山辺町ふるさと資料館、柏倉九左工門家、長岡観音長念寺及び仙台筆筒伝承館）を調査先とした。仙台場外市場、杜の市場及び仙台筆筒伝承館を除く各施設等の訪問については、森内議員が保管し

請求人が措置請求書に添付した別表

日付 訪問地	支出項目	金額	支出先等	視察先名	訪問確認	森内県議による回答	
						資料	説明
4/18~ 4/20 仙台市 七ヶ浜町 寒河江市	ガソリン代	27,625	1,105km×25円	エリアエム仙台市 科学館	不存在を理由とする非開示決定通知7/ 31付	「エリアエム仙台市科学 館」と題する書面	省略(以下 同じ。)
	通行料金	7,370	東日本高速道路㈱				
	入館料	500	キヨウウセキユリオン㈱				
	駐車料金	2,000	瀬戸勝PARKING				
	通行料金	1,050	東日本高速道路㈱				
	通行料金	1,290	東日本高速道路㈱				
	宿泊代	18,800	ホテルグランティア仙台国分町				
	駐車料金	2,000	瀬戸勝PARKING				
	通行料金	3,790	東日本高速道路㈱				
	計	64,425					
5/23~ 5/25 東根市 七ヶ浜町	ガソリン代	30,200	1,208km×25円	山形空港 JAひがしね観光 果樹園	文書不存在 8/31		
	通行料金	7,370	東日本高速道路㈱				
	駐車料金	2,000	パーキングタワーエナー国分町				
	通行料金	1,120	東日本高速道路㈱				
	カメラ代	840	株式会社らんぼ				
	通行料金	1,050	東日本高速道路㈱				
	宿泊代	18,800	ホテルグランティア仙台国分町				
	駐車料金	2,000	パーキングタワーエナー国分町				
	通行料金	4,030	東日本高速道路㈱				
	計	67,410					
	ガソリン代	13,800	552km×25円	宮沢賢治記念館	【不存在】通知(7/29付)	「宮沢賢治記念館」と題 する書面	

6 / 4 ~ 6 / 5 盛岡市 盛岡市 盛岡市 盛岡市	通行料金	4,980	東日本高速道路㈱	宮沢賢治童話村・ 賢治の学校	【不存在】通知 (7 / 29付)			
	カメラ代	950	サンクス	小岩井農場	8 / 17FAXにて問合せ。 「記録はない」と別日電話回答。また、7月24日には複数の県議と事務局の方がいらいらした記録がありますと8 / 18にも電話あり。	「まきば園マツジ」と題する書面		
	入園料	500	小岩井農牧㈱					
	入館料	350	(財)宮沢賢治記念会	岩手県立美術館	昨年6月に、青森県議会議員の名称での視察等の履歴についてが、書名確認し資料の領収書、団体報告書、森議会の領収証等が、記録は確認できず、また、来館履歴については、各職員の記憶の範囲では、青森県議会議員としての履歴は確認できませんでした。(8 / 11メール)			
	通行料金	1,150	東日本高速道路㈱					
	宿泊代	9,700	ダイワロイネットホテル盛岡	盛岡市先人記念館	訪問の記録がないとのメール 8 / 4			
	観覧料	410	(公財)岩手県文化振興事業団	岩手県産品の店 らら・いわて	訪問の記録はないとのメール 8 / 4			
	通行料金	4,240	東日本高速道路㈱					
	計	36,080						
	ガソリン代	21,225	849km x 25円	宮城県美術館	「昨年、当館で調査を受けた実績はありません」とのメール 8 / 18			
	通行料金	3,810	東日本高速道路㈱	宮城県図書館	「本人からの申し出がない限り、来館されただけでは、こちらの記録に残ることはありません」とのメール 8 / 20	宮城県図書館による「利用のご案内」と題する書面		
	駐車料金	2,000	パーキングタウンズイー国分町					
	カメラ代	950	サンクス					
6 / 14 ~ 6 / 16 仙台市	チケット代	700	仙台文学館	仙台文学館	「記録はありませんでした」とのメール回答 8 / 19	仙台文学館で4 / 26 ~ 6 / 29開催の開館15周年記念特別展「石川啄木の世帯」に題する書面		
	宿泊代	18,800	ホテルグランドホテル仙台国分町					
	駐車料金	2,000	パーキングタウンズイー国分町					
	通行料金	7,520	東日本高速道路㈱					
	計	57,005						
	JR切符代	6,780	JR東日本					
	通行料金	5,430	東日本高速道路㈱	モエリ沼公園	公文書非公開決定通知書 (8 / 10付)「視察に係る事実を把握しておらず、そ			

7 / 25 ~ 7 / 27 札幌市	通行料金	1,300	東日本高速道路(株)		れに係る文書も作成されておりません。」	「札幌国際芸術祭2014」と題する額面1800円の共通チケット	
	カメラ代	950	ローソン				
	駐車料金	1,000	SK有料パーキング	札幌大通地下ギャラリー500m美術館			同上
	宿泊代	12,960	ホテルリオパレス札幌	札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)			同上
	駐車料金	500	札幌芸術の森				
	観覧料	1,800	創造都市さっぽろ・国際芸術祭実行委員会	北海道立近代美術館 札幌芸術の森美術館			
	駐車料金	330	エスタ・パーキング				
	宿泊代	13,300	ジヤスマックプラザホテル				
	レンタカー ガソリン代	5,000	日商磁油(株)				
	通行料金	4,210	東日本高速道路(株)				
	レンタカー ガソリン代	5,745	前側石油(株)				
	レンタカー 使用料	58,644	㈱トヨタレンタリース函館				
	計	117,949					
8 / 9 ~ 8 / 11 仙台市 米沢市 ほか	JR切符代	22,820	JR東日本	東北ろっけんパーク	「記録も記憶もない」とのメール 8 / 17		
	宿泊代	13,300	㈱日本旅行東北				
	カメラ代	950	サンクス	熊野大社(指定文化財)	8 / 17FAXにて問合せ。「記録は確認できない」と即日電話回答。		
	駐車料金	600	ホテルメトロポリタン仙台	長井市内まち歩き	8 / 5付「不存在通知」		
	通行料金	1,370	東日本高速道路(株)				
	拝観料	100	宗教法人 林泉寺	春日山林泉寺(指定文化財)		「春日山林泉寺」と題する額面100円の境内拝観券(8 / 10付)	
	宿泊代	9,870	(有)御殿守リゾート	(田んぼアート(米沢))			

10/9～ 10/11 札幌市 千歳市 江別市	宿泊代	13,300	ジヤスワックラザホテル	北海道大学総合博 物館	「どのような方が来館されたか記録はな い」とメールで回答 8/19	「THE HOKKAIDO UN IVERSITY MUSEUM」 と題する書面	
	レンタカー ガソリン代	3,422	日商石油㈱				
11/21～ 11/23 仙台市 福島	通行料金	4,210	東日本高速道路㈱				
	レンタカー ガソリン代	4,656	北海道エネルギー				
計	レンタカー 使用料	39,852	㈱トヨタレンタリース函館	道立埋蔵文化財セ ンター	「青森県議会議員の方に関する文書・記 録はなく、視察の事実の確認はできませ んでした。」のメール(7/29)	「平成26年度行事予定表 北海道立埋蔵文化財セ ンター」と題する書面	
	計	94,420					
	ガソリン代	25,950	1,038km×25円	商工会アソシエ テショツブゲルと MIYAGI	「昨年11月頃に飲食部門の店舗で食事を された際、店長、オーナー名刺を渡されてお 話したとされたこの記憶があるが、認できな い」と事前に文書で視察を申し込工会連 合から8/19電話で回答。	「ズルットMIYAGI NEWS 2014年11月号」 と題する書面	
	通行料金	7,620	東日本高速道路㈱	コラッセふくしま			
	カメラ代	950	ゼノンレゾン	福島市民家園	「案内が必要な場合出していたく見学 申込書を見たが確認できませんでした」 とのメール 8/19	「福島市民家園」と題す る書面	
	駐車料金	2,000	パーキングタウンスキー国分町				
	通行料金	1,370	東日本高速道路㈱				
	駐車料金	100	コラッセふくしま				
	通行料金	1,810	東日本高速道路㈱				
	宿泊代	18,800	ホテルグランドミア仙台国分町				
駐車料金	2,000	パーキングタウンスキー国分町	シエルコムせんだ い	不存在を理由とする非開示決定通知 7/ 31付	「シエルコムせんだい 施設案内」と題する書面		
通行料金	5,530	東日本高速道路㈱					
計	66,130						
ガソリン代	26,475	1,059km×25円					
通行料金	7,370	東日本高速道路㈱	仙台朝市	「青森県議会議員が朝市を視察」に関す る記録は確認できませんでした。(8/ 11メール)			
駐車料金	300	タイムズ24㈱					

12/12~ 12/14 仙台市 寒河江市 他	カメラ代	947	ソフマップ	仙台場外市場 杜 の市場			
	駐車料金	2,000	パーキングタウンスター国分町				
	通行料金	1,440	東日本高速道路㈱				
	入館料	200	山辺町ふるさと資料館	山辺町ふるさと資 料館	文書不存在決定 8 / 3	「山辺町ふるさと資料館」 と題する書面	
	通行料金	1,470	東日本高速道路㈱				
	宿泊代	18,800	ホテルグランテラス仙台国分町	柏倉九左工門家	12/13は開館していなかったので視察さ れたことについて確認できないとの電話 (8 / 19)		
	駐車料金	2,000	パーキングタウンスター国分町	長岡観音長念寺	8 / 17メールにて問合せ。電話で「記録 も記憶もない」との回答		
通行料金	5,480	東日本高速道路㈱	仙台筆笥伝承館				
計	66,482						
合 計	714,904						

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭